

2017年7月9日

企業会計基準委員会 御中

東京都千代田区九段北 3-2-6 リード東京ビル 6F
司法書士萩原義春

実務対応報告公開草案第 52 号

**「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」等についてのコメント**

質問 1 乃至質問 4 に関するコメント

「意見」

以下に掲げる理由によりこれらの提案（特に質問 1）に同意しない。

「理由」

1. 確定権利付き有償新株予約権（以下「本新株予約権」）は、独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の支払いこみをもって発行しており、いわゆる金融商品としての性格を有するものである。
2. 本新株予約権は公正価値での発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという取扱いがなされている。
3. 同様に公正価値での発行であるため、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）においては「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」という取扱いである。
4. 導入企業は本新株予約権を一般的には投資制度として活用しているとあり、その発行目的であれば企業会計基準適用指針第 17 号に合致しているため、その導入会社の発行目的を無視して基準を制定する理由が不明である。
5. 報酬としての性格を持つと考えられるとした公開草案の第 17～23 項だが、特に 17 項 (1) については、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解に苦しむ。付言すると、公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落するとき等、当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性があるのが有償新株予約権であり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在しない。
6. 未公開企業では、資本政策の手段としても広く活用されており、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因となる。

質問 5 に関するコメント

特になし

以上